

## 八王子市青少年育成指導員会設置要綱

(目的)

第1条 「八王子市青少年の健全な育成環境を守る条例」の効果的な運用が図られるよう同条例第7条に規定される八王子市青少年育成指導員(以下「指導員」という。)の組織と運営について、必要な事項を定める。

(会の設置)

第2条 指導員相互の緊密な連絡のもとに、青少年の健全育成事業の円滑な推進を図るため、八王子市青少年育成指導員会(以下「本会」という。)を設置する。

(活動)

第3条 本会は、次の活動を行う。

- (1) 青少年の育成活動に関する協議及び調整
- (2) 青少年の健全育成に伴う啓発に関すること
- (3) 八王子市青少年健全育成キャンペーン(以下「キャンペーン」という。))に関すること
- (4) 青少年健全育成団体との連絡調整
- (5) 指導員の知識、又は技能向上を目的とした研修等の実施
- (6) 指導員相互の情報交換
- (7) 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全育成の目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 本会は、指導員をもって組織する。

2 本会は、前条に定める活動をより効率的に実施するため、八王子市立中学校(義務教育学校の後期課程を含む)の通学区域を単位として、地区育成指導員会(以下「地区指導員会」という。)を組織する。

3 本会は、別表1に定めるブロックをつくり、当該ブロックごとにブロック育成指導員会(以下「ブロック会」という。)を組織する。

(役員)

第5条 本会に別表2に定める役員を置き、その人数、選任方法及び職務は、同表各号の役員の区分に応じ、同表の人数、選任方法及び職務の欄に定めるとおりとする。

(任期)

第6条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 役員を任期満了前に退任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 育成指導員を退任した場合は、役員を辞任したものとする。

(会議)

第7条 本会は、別表3に掲げる会議を開催し、その事務局は、同表各号の会議に応じ、同表右欄に掲げる組織に置く。なお、同表第6号に掲げる会議の運営に関する規定は、別途定める。

(事務局)

第8条 本会の事務局は、八王子市子ども家庭部青少年若者課に置く。

(委任)

第9条 この要綱の運営に関し必要な事項は、地区幹事会に諮って会長が別に定める。

#### 附 則

この規約は、平成6年10月1日から施行する。

この規約は、平成14年7月1日から施行する。

この規約は、平成15年8月18日から施行する。

この規約は、平成18年7月1日から施行する。

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

この規約は、平成25年8月26日から施行する。

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1

ブロック	構成地区
A	第一、石川、第三、第四、第五、第六、ひよどり山、第七
B	第二、川口、檜原、加住、甲ノ原
C	元八王子、城山、四谷、横川、恩方
D	横山、長房、館、櫛田、浅川、陵南
E	由井東、由井西、中山、みなみ野、七国
F	由木、松が谷、南大沢、宮上、別所、松木、上柚木、鐘水

別表2(第5条関係)

番号	役員名	人数	選任方法	職務
1	会長	1名	第4号に掲げるブロック幹事長で互選する。	本会の会務を掌理統括し、本会を代表する。
2	副会長	5名	同上	会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定する順序に従い会長の職務を代理する。また、別表3第2号に定める地区幹事会の議長となる。
3	代表幹事	12名	次号及び第5号に掲げる役員をもって充て、第7号に掲げる役員を兼ねる。	別表3第1号に定める代表幹事会を組織し、本会の運営、活動の企画等に必要な事項を掌理する。
4	ブロック幹事長	6名	ブロック会ごとに当該ブロックに属する地区幹事で互選する。	ブロックを代表してブロック会を招集するとともに、その運営を統括する。
5	ブロック幹事長代理	6名	同上	ブロック幹事長を補佐し、ブロック幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。また、ブロック会の座長となる。
6	地区幹事	37名	各地区指導員会に属する指導員で互選する。	各地区を代表して地区指導員会を招集し、座長となる。また、同会の運営及び地区内の青少年の健全育成活動を推進する。
7	キャンペーン実施委員会委員	12名	代表幹事をもって充てる。	別表3第6号に定めるキャンペーン実施委員会を運営し、キャンペーンの効果的な実施を推進する。

別表3(第7条関係)

番号	会 議	事務局
1	代表幹事会	八王子市子ども家庭部青少年若者課内
2	地区幹事会	八王子市子ども家庭部青少年若者課内
3	ブロック会	ブロック幹事長が在籍する地区指導員会内
4	地区指導員会	各地区指導員会内
5	全 体 会	八王子市子ども家庭部青少年若者課内
6	キャンペーン実施委員会	八王子市子ども家庭部青少年若者課内